

(表)

様式第1号(第6条関係)

ゼロカーボン推進補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 へ

申請者	氏名			
	住所			
	新住所(新築の場合)	久喜市		
	電話番号		E-mail	

久喜市ゼロカーボン推進補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 金 _____ 円

2 補助申請内容

(補助対象機器の「選択」欄に○を記入してください。)

事業	選択	補助対象機器	補助金の額	受付番号
省エネ設備 設置等事業	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システム	60,000円	
	<input type="checkbox"/>	太陽熱利用システム	15,000円	
	<input type="checkbox"/>	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)	40,000円	
	<input type="checkbox"/>	自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	20,000円	
	<input type="checkbox"/>	潜熱回収型ガス給湯器及びハイブリッド給湯器(エコジョーズ等)	10,000円	
	<input type="checkbox"/>	定置型リチウムイオン蓄電池	65,000円	
	<input type="checkbox"/>	家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	5,000円	
	<input type="checkbox"/>	電気自動車等充電設備(V2H)	50,000円	
	<input type="checkbox"/>	高遮熱塗装	円	
ZEH建築等事業	<input type="checkbox"/>	ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)	200,000円	
電気自動車 等設置事業	<input type="checkbox"/>	電気自動車	50,000円	
	<input type="checkbox"/>	プラグインハイブリッド車	50,000円	
申請金額合計(選択した補助対象機器の補助金の額の計)			円	
引渡し(予定)日	年 月 日	高遮熱塗装の塗装面積		m ²
太陽光発電設備の発電出力(小数点第2位以下を切り捨てた数値をご記入ください。)			.	kW

※省エネ設備設置等事業とZEH建築事業は、併用して申請はできません。

※補助対象機器「高遮熱塗装」の補助額は1m²あたり400円です。また、補助上限額は20,000円です。

(裏面あり)

(裏)

3 同意・委任事項

(署名欄へ直筆で署名のうえ、生年月日をご記入ください。)

- ・申請者の住所、申請者及び申請者と生計を一にする者の市税納入状況について調査することに同意します。
- ・代理者による申請の場合は「4 代理申請者」記載の者に申請に係る事務手続きを委任します。

申請者署名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

4 代理申請者 (代理者による申請を希望する場合のみ記入)

会社名・団体名等			
営業所名等			
所在地			
氏名			
電話番号		E-mail	

5 誓約事項

- ・実績報告書の提出までに、市内に転入し、久喜市の住民基本台帳に記録されることを誓約します。

申請者署名 _____

6 添付書類

(添付書類をレ点でチェックしてください。)

省エネ設備 設置等事業	<input type="checkbox"/>	省エネ設備の設置等に係る契約書 (写し) ※契約書に導入に係る経費が記載されていない場合、見積書等の経費が明記された書類も併せてご提出ください。
	<input type="checkbox"/>	設備・機器の機能や型式等が判別できるカタログ等 (写し) ※太陽光発電システムに係る補助金を申請する場合は、発電出力が明記された書類も併せてご提出ください。(太陽光パネルの平面図・レイアウト図等)
	<input type="checkbox"/>	高遮熱塗装を実施する場合は、使用する塗料の日射反射率が記載されている書類 ※契約書に塗装面積が記載されていない場合は、塗装面積が明記された書類も併せてご提出ください。
ZEH 建築等事業	<input type="checkbox"/>	ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の建築又は改築の契約書 (写し) ※新築住宅の場合は、工事請負契約書 (写し) をご提出ください。 ※建売住宅の場合は、売買契約書 (写し) をご提出ください。
	<input type="checkbox"/>	BELS 評価書 (写し)
電気自動車 等設置事業	<input type="checkbox"/>	電気自動車の売買契約書 (写し)

7 注意事項

空調機器、給湯機器、発電機器などの低周波音の発生や深夜の運転等による騒音や振動により、近隣住民とのトラブルが発生する場合があります。これらの機器を設置する際には、販売業者や設置業者などよく相談のうえ、周辺の住居等への被害を未然に防止するように、十分な設置場所の検討をお願いします。万一、これらのトラブルが発生した場合には、当人 (申請者) で解決してください。